

船舶事故調査報告書

平成31年4月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成30年12月26日 07時02分ごろ
発生場所	岩手県宮古市姉ヶ埼西方沖 <small>やど</small> 宿港東防波堤灯台から真方位127°440m付近 （概位 北緯39°41.2′ 東経141°58.6′）
事故の概要	漁船 <small>やまたつ</small> 山達丸は、操業中、転覆した。 山達丸は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 山達丸、0.55トン IT3-29600（漁船登録番号）、宮古漁業協同組合 4.16m (Lr) × 1.17m × 0.52m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、昭和55年3月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成26年4月21日 （平成31年10月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約0.3m、潮汐 高潮時、海面水温 約12～13℃ 日出時刻：06時51分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成30年12月26日06時00分ごろあわび磯見漁（箱眼鏡で海中を見ながらかぎ付きの <small>まき</small> 竿を使用してあわびを捕る漁）の目的で宮古市宮古港を出港し、06時15分ごろ姉ヶ埼西方沖の岩場の漁場に到着した。 船長及び甲板員は、07時00分ごろ僚船船長から開始時間になった旨の声を掛けられ、事前に見付けていたあわびを捕った後、本船の

	<p>右舷側から身を乗り出して箱眼鏡をのぞき込み、船体が右舷側に傾いた状態で、船長が、右舷船首部に取り付けた電動船外機を操作して船首を北東方に向け、本船を移動させながら、あわびの探索を続けた。</p> <p>本船は、07時02分ごろ、打ち寄せた波が引いた際、船体が左舷方の水面下の岩（以下「本件岩」という。）に寄せられ、左舷船底部が本件岩に当たり、右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆すると同時に甲板員と共に海中に投げ出された後、付近にいた僚船に救助され、僚船船長の携帯電話を借りて所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）に本事故の発生を連絡して宮古市宿漁港に到着した。</p> <p>本船は、転覆した状態のまま、陸岸の方に流された後、所属する漁協の船によって宮古港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 事故発生場所付近 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のあわび磯見漁は、11月に3回及び12月に2回の計5回行われ、12月については、作業時間が07時00分から10時30分までと決められており、12月22日に4回目の作業が事故発生場所付近で行われ、今回が5回目の作業であった。</p> <p>船長は、目視で本船の位置を確認しており、本船の左舷側にかぎ付きの竿等の漁具、12Vのバッテリー等を置いていた。</p> <p>船長は、1～3回目の作業の際、本船に単独で乗り組み、4回目の作業から甲板員を乗せるようになったので、今回の5回目の作業では、本船を軽くする目的で、バッテリーを軽いものに変更していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.25m、船尾約0.40mであった。</p> <p>船長及び甲板員は、カッパの上下及び救命胴衣を着用しており、船長が体重約72～73kgであった。</p> <p>船長は、本事故当時、甲板員と共に右舷側から身を乗り出して箱眼鏡をのぞき込んでいたので、船体が右舷側に傾いており、打ち寄せた波が引いた際、船体が本件岩に寄せられ、左舷船底部が本件岩に当たり、左舷側が持ち上がって右舷側の舷側から海水が流入し、本船が右舷側に転覆したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、甲板員と共に右舷側から箱眼鏡をのぞき込んであわびを探すことに意識を向けていたので、本件岩に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>事故発生場所は、周辺が岩場であり、海底までの深さが約2～3mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、姉ヶ崎西方沖において操業中、船長及び甲板員が、右舷側から箱眼鏡をのぞき込み、船体が右舷側に傾いた状態であわびの探索を続けたことから、打ち寄せた波が引いた際、船体が本件岩に寄せられ、左舷船底部が本件岩に当たり、左舷側が持ち上がって右舷側の舷側から海水が流入し、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長及び甲板員は、右舷側から箱眼鏡をのぞき込んであわびを探すことに意識を向けていたことから、本件岩に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、姉ヶ崎西方沖において操業中、船長及び甲板員が、右舷側から箱眼鏡をのぞき込み、船体が右舷側に傾いた状態であわびの探索を続けたため、打ち寄せた波が引いた際、船体が本件岩に寄せられ、左舷船底部が本件岩に当たり、左舷側が持ち上がって右舷側の舷側から海水が流入し、右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の漁船は、風波等の影響を受けやすいので、複数人で乗船して操業を行う際は、船体の左右のバランスを考慮すること。

付図1 事故発生場所概略図

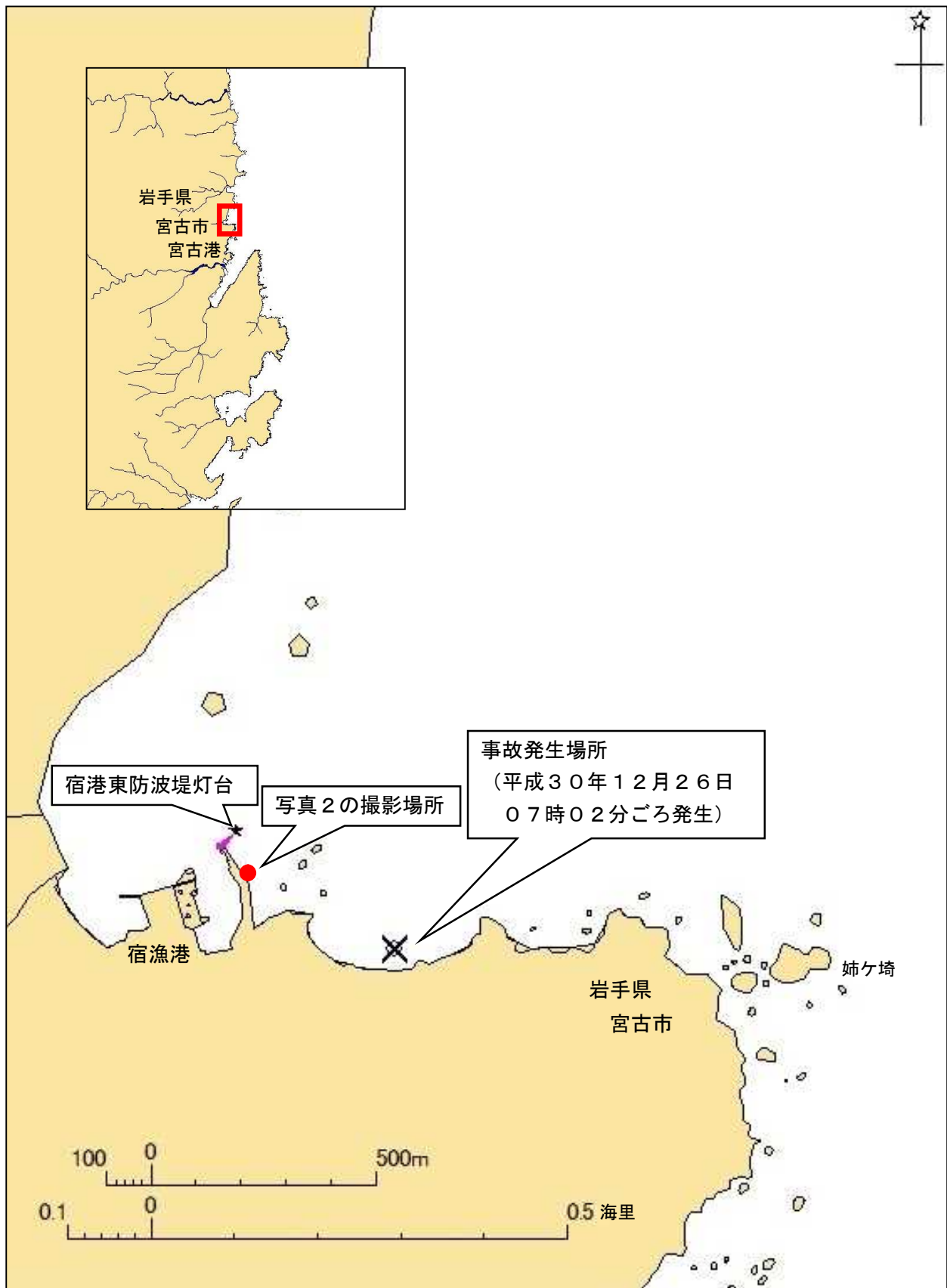


写真1 本船



写真2 事故発生場所付近

